

社会福祉法人杉並区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用に関する規程

(平成 30 年 6 月 8 日)
規 程 第 1 号

社会福祉法人杉並区社会福祉協議会役員等の報酬及び費用に関する規程を下記のとおり制定する。

記

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 35 第 1 項及び社会福祉法人杉並区社会福祉協議会（以下、「杉並社協」という。）定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬)

第 3 条 役員等の報酬については無報酬とする。ただし、杉並社協に常時勤務する理事（以下、「常務理事」という。）については、別に定める規程により報酬を支給するものとする。

(費用)

第 4 条 役員等が理事会、評議員会等に出席するために要する費用は、弁償することができる。ただし、常務理事については、事務局長を兼ねている場合は別に定める規程によるものとする。

2 費用の弁償については、社会福祉法人杉並区社会福祉協議会「役員の出張旅費等の額について」に基づき支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て杉並社協会長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年6月28日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において支給された費用は、この規程に基づき支給されたものとみなす。

【制 定 理 由】

改正社会福祉法の規定により、報酬等の支給基準について定め、かつ住民に公表する必要があるため。